

鹿児島市犯罪被害者等支援金等制度について

犯罪行為により被害に遭われたご本人やご遺族に支援金等を支給します。

対象となる犯罪行為

令和6年12月20日以降に発生した、人の生命または身体を害する罪にあたる行為（過失犯は除く）

※日本国内または日本国外にある日本船舶・日本航空機内で行われたもの

※犯罪被害が警察への照会等により客観的に確認できるもの

遺族支援金

故意の犯罪行為により亡くなられた被害者のご遺族に支援金を支給します。

●遺族支援金 40万円

（重傷病支援金を受けた被害者が死亡した場合は20万円）

<対象となる方>

- ・故意の犯罪行為により死亡した被害者の第1順位遺族（被害者または遺族が市民）

※第1順位の遺族が申請しない場合、第2順位以降の遺族は申請をすることができません。

<遺族の範囲と順位>

- 1 ①配偶者（事実婚、パートナーシップの関係を含む）
 - 2 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の
②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
 - 3 2に該当しない犯罪被害者の
⑦子 ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹
- ※○内数字は、支給を受けられる遺族の順位

重傷病支援金

故意の犯罪行為により重傷病※を負った被害者に支援金を支給します。

●重傷病支援金 20万円

<対象となる方>

- ・故意の犯罪行為により重傷病※を負った被害者（市民）

※犯罪行為による負傷または疾病により、療養の期間が1か月以上で、かつ、通算3日以上入院を要する（精神疾患の場合は、療養の期間が1か月以上で、かつ、通算3日以上労務に服することができない程度）と医師に診断されたもの

申請期限

- ・遺族支援金・重傷病支援金

犯罪行為による死亡または重傷病の発生を知った日から2年以内、または犯罪行為の発生から7年以内のいずれか早い方

- ・転居費用助成金

犯罪行為発生日から1年以内

転居費用等助成金

故意の犯罪行為により従前の住居に居住することが困難となり、転居した被害者及び遺族に転居費用を助成します。

●転居費用助成金 20万円（上限）

<対象となる方>

- ・犯罪行為が行われたときに、死亡した被害者と市内で同居していた遺族
- ・故意の犯罪行為により重傷病（療養の期間が1か月以上）を負った被害者本人（市民）
- ・性犯罪（不同意わいせつ等、未遂含む）の被害を受けた被害者本人

<対象事由>

- ・従前の住居またはその付近で犯罪行為が行われたために精神的に居住し続けることが困難になった場合
- ・二次的被害または再被害を受けた者若しくは受けるおそれのある場合
- ・死亡や傷害等の犯罪被害により、従前の住居で生活が困難となった場合

<対象費用> ※引越事業者・不動産業者に支払ったもの

- ・家財等の運送及び荷造り等のサービスに係る費用
- ・敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、家賃保証料、家賃（入居月と翌月）その他の新たな住居に入居する際に要した初期費用

支援金等の対象外

支援金等の対象外となる場合があります。

<対象外となる場合>

- 遺族支援金にあつては、第1順位のご遺族が市外在住の場合に、他の地方公共団体から同様の支援金等を受けているまたは受けることができる場合
- 犯罪行為発生時に、被害者または支援金等の申請者と加害者との間に親族関係（配偶者等の関係（事実婚・パートナーシップの関係を含む）、直系血族等の関係）があつたとき
※支援金等の申請者が18歳未満、または犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合を除く。
- 被害者または支援金等の申請者に、当該犯罪行為を誘発する行為、責めに帰すべき行為があつたとき
- 被害者または支援金等の申請者が、暴力団員や暴力団関係者であつたとき
- 支援金等の支給を行うことが社会通念上適切でないと認められるとき

制度の問合せ先・相談窓口

- 制度の利用には、上記以外にも必要な要件があるため、申請前にご相談をお願いします。

鹿児島市安心安全課 ☎099-216-1209

（鹿児島市役所 東別館 3階）

月～金 8:30～17:15

（祝日・年末年始を除く）

支援金等の制度



主な関係機関の相談窓口

●公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センター

犯罪被害にあわれた方とご家族などに対して、電話相談業務など精神的なケアをはじめ様々な支援を行っています。

☎ 099-226-8341

（祝日を除く）火～土曜日
10:00～16:00月曜が祝日の場合、翌火曜日は休日

●性暴力被害者サポートネットワークかごしま （通称：FLOWER）

性暴力・性犯罪被害に関する相談や支援を行っています。

☎ 099-239-8787

24時間 365日※17:00～翌
9:00、
日曜、祝日は、国の夜間休日
コールセンターにつながる。

●鹿児島県くらし共生協働課 （犯罪被害者等支援総合窓口）

個別相談窓口や県の犯罪被害者等施策の案内を行っています。

☎ 099-286-2523

月～金 8:30～17:15
（祝日・年末年始を除く）

●鹿児島県警察本部警務部総務課被害者支援室

犯罪被害者等給付金や犯罪被害者全般に関する相談や支援を行っています。

☎ 099-206-0110

月～金 8:30～17:15
（祝日・年末年始を除く）